

### 埼玉県報

第 33 号 令和元年(2019 年) 8 月 27 日 火曜日

#### 目 次

#### 告示

- 令和元年度クリーニング師試験の実施(保健医療政策課)
- 一般国道 125 号の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 県道阿佐間幸手線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 一般国道 125 号の占用を制限する区域の指定(杉戸県土整備事務所)
- 〇 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

#### 告 示

## 埼玉県告示第三百九十二号

クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一 項 の規定に より、

ク リー ニング師試験を次のとおり行う。

令和元年八月二十七日

埼玉県 知 事 上 田 清 司

#### 試 験 $\mathcal{O}$ 期 日 及 び 場所

オラダー・リーニー・グ	令和元丰十一月十二日(火) (土)	試 験 期 日
十番地一 埼玉県クリーニング会館	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七	試 験 場 所

## 試

1 衛生法規に関する知識

口 公衆衛生に関する 知識

ハ 洗たく物 0 処理に 関する知識及び技能

## 受験資格

次に掲げる者  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カコ に 該当すること。

1 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者

口 了した者 以上の学力があると認められ の課程を終わ 旧国民学校令 旧中等学校令 0 た者又は (昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修 厚生労働 (昭和十八年勅令第三十六号) による中等学校の二年 省令で定めるところによりこれらの者と同等

る者

#### 兀 受験手続

#### 1 提出書類

クリーニング業法施行規則 昭 和二十五年厚生省令第三十五号) 第三条に規

定する受験願書及び書類

### 口 試験手数料

七千五百円を埼玉県収 入証 紙により 納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

### (1) 持参の場合

令和元年十月 日 火

前九時三十分から午前十 時三十分まで 及び午後一時三十分から午後

]時まで

### (2)郵送の場合

令和元年九月二十四日(火)から十月一日(火)まで

日 埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。 (火) までの消印のあるものに限る。 なお、 十月

二 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策 課 研修・国際協 **为** 免許担当

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和元年十二月十九日 (木) 午前十時 から十二月二十日 金) 午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

令和元年十二月十九日 (木) 午前十時 から令和二年一月二十日 月) 午後五

時まで

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号告 一宗

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和元年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和元年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進

一般国道百二十五号				
大喜市佐間字陣屋々敷添一七六二番一地先から同市高柳字十玉二三〇六番三地先まで 地先まで 大喜市佐間字西二三一番四地先から同 市高柳字溜井二三六三番四地先から同	供用開始の区間			
- 令和元年八月二十七日	供用開始の期日			
平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で 告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長 四七九・六二九メートル 平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 ある。 延長 四一三・四八四メートル	備考			

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号告 一宗

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和元年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進

 	路
佐間幸	線
幸手線	名
ら 久 同 喜	
市市安全	供
同市佐間字西二二六番一地先ま喜市高柳字溜井二九二七番二地	用
西溜二井	開
二二元	始
番二十七	0
地 番 先 二	区
同市佐間字西二二六番一地先まで喜市高柳字溜井二九二七番二地先	間
で 先 か	
令	供
令和元年八月二十七日	用
年 八	開
月二	始
七	の
日	期
	日
平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 や戸県土整備事務所長告示第二十四号である。	備考

#### 告 示

## 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 規定に ょ り 次 道  $\mathcal{O}$ لح 路

及 び埼玉県杉戸県土整備事務所におい そ の関係図面 は、 令和元. 年八 月二十 て 七 \_ 日 般 カュ ら二週 の縦覧に供する。 間埼 玉 県県 土 整備 部 道 路 環 境 課

令和元年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

道路の種類及び路線名 占用を制限する

区域

玉 道百二十五号 久 喜 市 佐 間字 | 陣屋々 敷添 七 六二番 \_ 地 先 カコ 5 同 市 高

柳字十王二三〇六番三地先まで

久喜市佐間字西二三一番四地先から同市高柳字溜井二

三六三番四地先まで

一 制限の対象とする占用物件

たに 地 上 に 設ける電柱(占 用  $\mathcal{O}$ 制 限  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 期日 ょ り 前 に 占用を認 め 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 ただし、 に用 地 を確 電 保 柱 ー を 地 することが 上 に設 ける できないと認め Þ むを得な 5 1 れ 事 る場合 情 が あ は、 り、 こ の 当該 限り 道 路 で  $\mathcal{O}$ は 敷 な 地 外 1 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路  $\mathcal{O}$ 占 用を 制限することにより、 災害が 発 生 た場合に おけ る被 害

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

和

元

年

月

二十八

日

#### 告 示

## 埼玉県選管告示第四十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年八月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

日時 令和元年九月三日 選挙管理委員会室 午前十時

ア

三

議題

参議院埼玉県選出議員補欠選挙について

イ その他